

## 小樽の交通安全情報No. 4

令和6年4月12日

小 樽 警 察 署

ストップ・ザ・交 通 事 故

危険な行為を繰り返す特定小型原動機付自転車運転者 に「安全講習」の受講が義務づけられました (令和5年7月1日施行・道路交通法一部改正)

特定小型原動機付自転車危険行為を3年以内に2回 以上摘発されると、講習の受講が命じられ3か月以内 に指定された期間に講習の受講しなければなりません。

## 特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる 「17」の危険な行為

1	信号無視	10	妨害	(あおり)	運転
_	16 分 杰彻	10	7/1	$(\alpha)$	建和

- 3 歩行者用道路徐行違反 12 整備不良車両の運転
- 4 通行区分違反 13 酒気帯び運転等
- 5 歩道徐行等義務違反 14 共同危険行為等
- 6 路側帯進行方法違反 15 安全運転義務違反
- 7 遮断踏切立入り 16 携帯電話使用等
- 8 優先道路通行車妨害等 17 環状交差点通行車妨害等
- 9 交差点優先車妨害

## 特定小型原動機付自転車運転者講習について

講習時間 3時間

講習手数料 6,000円 (標準額)

命令に従わずに講習を受講しないと 5万円以下の罰金があります。



御不明点は小樽警察署交通課企画係20134-27-0110まで